

特定非営利活動法人日本歯周病学会 教育賞規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本歯周病学会定款細則第43条の規定により、歯周病学教育の発展に寄与する研究報告・総説や教育手法等（以下「取組み」という。）及び臨床教育に寄与する動画コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）を表彰するために、日本歯周病学会教育賞(英文名 JSP Education Award, 以下「本賞」という。)を設け必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2条 表彰対象は、取組み部門 (Attempt Devision) として歯周病学教育の発展に寄与した研究報告・総説や教育手法等の取組み及びその担当者とする。また、コンテンツ部門 (Contents Devision) として歯周病学臨床教育の向上が期待される臨床動画及びその担当者とする。

(応募資格)

第3条 応募資格は以下の各号に該当するものとする。

- 1 取組み及びコンテンツ代表者は日本歯周病学会(以下「本学会」という。)の会員であること。
- 2 過去に同一の取組み及びコンテンツで本賞または他学会における同様の趣旨の賞を受けたことがないこと。

(選考対象)

第4条 本賞は第3条に定める資格を有し、別に定める応募書類によって応募した取組み及びコンテンツの中からそれぞれ選考する。

(受賞数)

第5条 受賞取組み及び受賞コンテンツは毎年それぞれ1つとする。

(選考と決定)

第6条 受賞取組み及び受賞コンテンツは選考委員会で審査選考し、理事会の議を経て決定する。

- 1 選考委員会の委員長は教育委員会の中から選出し、選考委員長は選考委員会を主催する。選考委員長は、教育委員会委員、理事または評議員の内から6名の選考委員を選出し、理事長が任命する。
- 2 各選考委員の任期は当該年度内とする。
- 3 選考基準は別に定める。

(表彰等)

第7条 受賞取組み及び受賞コンテンツに賞状と副賞を授与する。受賞取組みの代表者は原則として受賞内容の概略を総説として日本歯周病学会会誌に受賞後1年以内に投稿する。また、受賞取組みが本学会学術大会で未発表の場合には、本学会学術大会にて発表する。受賞コンテンツの著作権は日本歯周病学会に譲渡し、受賞教育用動画として日本歯周病学会ホームページ上に公開する。

(公開された受賞コンテンツの利用制限)

第8条 日本歯周病学会ホームページ等で公開されたコンテンツに関し、教育施設での教育等に限って一般に利用を認め、商業的利用および動画配信ソフト等による公開は禁ずる。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 本賞のスポンサーシップは以下の通りとする。
取組み部門 医歯薬出版株式会社 “Ishiyaku Award”
コンテンツ部門 株式会社YDM “YDM Award”
- 2 この規程は平成19年5月18日から施行する。
- 3 この規程は平成22年5月13日に一部改正し施行する。
- 4 この規程は平成25年5月30日に一部改正し施行する。
- 5 この規程は平成26年10月18日に一部改正し施行する。
- 6 この規程は平成27年9月12日に一部改正し施行する。
- 7 この規程は令和元年10月24日に一部改正し施行する。
- 8 この規程は令和4年6月2日に一部改正し施行する。
- 9 この規定は令和5年10月12日に一部改正し施行する。

特定非営利活動法人日本歯周病学会 教育賞に関する内規

第1条 この内規は日本歯周病学会教育賞に関して必要な事項を定めたものである。

第2条 選考委員会は教育委員会委員、理事または評議員の内から選出された7名で構成され、委員の任期は当該年度内とし、理事長がこれを指名する。構成員の2/3以上をもって成立する。なお、応募者の所属する組織の関係者は委員になることは出来ない。

第3条 取組み及びコンテンツ担当者はその代表者を含めて原則6名以内とし、締め切り日までに別に定める書類を添えて申請する。

第4条 学会誌への総説の掲載費用は50,000円まで本学会負担とし、それを超える分は本人の負担とする。

附 則

- 1 この内規の施行期日は平成19年5月18日とする。
- 2 この内規は、平成20年4月24日に一部改正し施行する。
- 3 この内規は、平成25年5月30日に一部改正し施行する。
- 4 この内規は、平成26年10月18日に一部改正し施行する。
- 5 この内規は、平成27年9月12日に一部改正し施行する。
- 6 この内規は、令和元年10月24日に一部改正し施行する。
- 7 この内規は、令和5年10月12日に一部改正し施行する。